部長及び参事官
殿
所　　属　　長

警務発第３５１号
（総務、会計、装施、地域、
通指、災対、機動）
平成28年３月24日
３０年保存（口訓）
本　　部　　長

〔沿革〕平成30年３月29日警務発第248号
平成31年２月18日警務発第136号
令和６年３月26日警務発第150号
令和８年２月18日警務発第189号

大規模災害対応等職員の指定等に関する要綱の制定について
（通達甲）

大規模災害対応等職員の指定に関し「大規模災害対応等職員の指定等に関する要綱の制定について（例規）」（平成27年４月30日警務発第391号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年６月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、大規模災害対応等職員の指定に関し別添のとおり「大規模災害対応等職員の指定等に関する要綱」を定め、平成28年４月１日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

大規模災害対応等職員の指定等に関する要綱

第１　趣旨

この要綱は、高知県警察処務規程（平成17年４月本部訓令第８号。以下「規程」という。）第51条第１項第４号に規定する大規模災害対応等職員及びその居住する高知県警察職員宿舎（以下「宿舎」という。）の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　用語の定義

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

１　大規模災害対応等職員

大規模災害が発生した場合において交通手段、通信手段等が遮断されたときであっても、警察活動の指揮又は特定の業務に当たるために活動拠点に緊急参集し、大規模災害の発生当初から当該任務に従事する職員をいう。

２　指揮要員

大規模災害対応等職員のうち、警察活動の指揮に当たる職員をいう。

３　業務要員

大規模災害対応等職員のうち、特定の業務に従事する職員をいう。

第３　大規模災害対応等職員の指定

１　指揮要員の指定

次に掲げる職にある者を指揮要員に指定する。

(1)　県本部における職による指定

本部長、警務部長及び警備部長

(2)　署における職による指定

署長、副署長、次長及び庁舎長（本山警察庁舎及び清水警察庁舎に限る。）

２　業務要員の指定

業務要員は、県本部の職員のうち、別に定める発災時における特定の業務について当該業務を所掌する所属長が推薦する職員の中から本部長が指定する。

第４　宿舎の指定等

１　宿舎の指定

大規模災害対応等職員が居住する宿舎は、活動拠点まで２キロメートル以内に所在する宿舎（以下「指定宿舎」という。）とする。

２　宿舎の指定の除外

規程第51条第１項第４号ただし書の規定による大規模災害対応等職員に指定された職員が指定宿舎に居住することを要しない事由は、次のいずれかに

該当する場合とする。

(1)　活動拠点まで徒歩で30分以内に参集することができる場所に生活の本拠を有する場合

(2)　宿舎に空室がない場合

(3)　当該職員の健康状態、家庭の事情等により、宿舎に居住することが困難であると本部長が認める場合

第５　宿舎の調整等

１　大規模災害対応等職員の指定の通知

所属長は、大規模災害対応等職員に指定する職員の宿舎の指定等に関し必要となる事項について、遅滞なく装備施設課長に通知しなければならない。

２　宿舎の調整

装備施設課長は、大規模災害対応等職員が居住する宿舎の指定等に関し関係所属長と調整を図り、その宿舎を指定するとともに、大規模災害対応等職員が入居する宿舎を確保するよう努めなければならない。